

京都市告示第 296 号

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定を次のとおり一部廃止しました。

その関係図書は、京都市都市計画局都市景観部開発指導課において、一般の縦覧に供します。

平成17年 8月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

指定番号	承認年月日	道路の名称	道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第371号	平成17年7月28日	京都市都市計画（国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業内区画道路	メートル 4.00	メートル 52.10	起点（桃山東第二地区土地区画整理事業による仮換地）第5ブロック因幡7-1地先 終点（桃山東第二地区土地区画整理事業による仮換地）第5ブロック因幡7-1地内

(都市計画局都市景観部開発指導課)